

むつ市議会第236回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成30年6月28日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第40号 むつ市空家等の適正管理に関する条例
- 第3 議案第41号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第42号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第43号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第44号 指定管理者の指定の変更について
(むつ市脇野沢いのししの館の名称を変更するためのもの)
- 第7 議案第45号 市道路線の認定について
- 第8 議案第46号 市道路線の変更について
- 第9 議案第49号 平成30年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第10 議案第50号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第15分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第11 議案第51号 財産の取得について
(むつ市役所大畑庁舎配備の除雪グレーダを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第12 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第13 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第15 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
- 第16 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 第17 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例)

第18 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成30年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明】

第19 議員提出議案第2号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書

【議員提出議案質疑、討論、採決】

第20 議員提出議案第2号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹 二 郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	21番	川 下 八 十 美
22番	半 田 義 秋	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	鎌 田 ち よ 子
26番	白 井 二 郎		

欠席議員（1人）

20番	村 中 徹 也
-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 査 委 員	齊 藤 秀 人
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 康 部 長 つ ぐ 推 進 部	徳 田 暁 子	子 ども 部 長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆
協 野 沢 長 部 門 庁 舎 所 所 長 経 済 ティ シ ョ ン 推 進	浜 田 一 之	会 管 総 理 出 納 室 長	畑 中 秀 樹

選挙管理委員会 事務局長	濱田賢一	監査委員局長	金澤寿々子
農委事務局 事務局長	佐藤節雄	教育部長	松谷勇
営企業長 水道部長	濱谷重芳	総務課 総務課長	角本力
総副市長 総務室	伊藤大治郎	企政推企課 策進課長	中村智郎
都整政推都課 備進計	小笠原洋一	教委事政推 員務課長	木下尚一郎
財務課 部長	石橋秀治	財施戦 務経課長	飛内義雄
都整ま推 備づく課	大澗聡	教委事総 務務主幹	畑中渉
都整ま推 備づく課	蛭子丈史	総務主 務務主	井戸向秀明
総総主 務務	中村善光	総務主 務務	佐藤貴昭

事務局職員出席者

事務局長	東雄二	次長	伊藤泰成
総括主幹	奥本聡志	主幹	葛西信弘
主任主査	堂崎亜希子	主査	井田周作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、6月18日に行われました横垣成年議員の一般質問の発言に対して市長から対応を求められておりました件につきましては、6月25日に開催された議会運営委員会で会議録を精査のうえ協議した結果、質問内容に質問の要旨に含まれていない部分があったこと及び市長から答弁を求めるに当たり、質問において使用した資料が正確に引用されていない箇所があったことを確認いたしました。

横垣成年議員に対しては、私から質問の要旨に記載していないことを質問しないこと及び質問に際し、他者の意見や見解等を引用する場合には、引用元とその内容を正しく提示することについて厳重に注意をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、6月20日、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、6月18日、本会議終了後の議会運営委員会において、議員23人から提出がありましたリサ

イクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書については、本日この後、議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、5月15日から18日まで実施した総務教育常任委員会の行政視察報告書、5月22日から25日まで実施した産業建設常任委員会の行政視察報告書、4月23日から26日まで実施した民生福祉常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布しております。

次に、本日この後、市立小中学校施設等の安全性確保と対応策について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（白井二郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

市立小中学校施設等の安全確保と対応策について、ご報告いたします。

去る6月18日に発生した大阪府北部地震において、高槻市立の小学校のブロック塀が倒れ、小学校4学年の児童が亡くなるという事故がありました。

まずもって、被害に遭われた児童のご冥福をお祈りし、またご家族及び学校関係者の皆様に対しまして衷心よりお悔やみを申し上げます。

市教育委員会では、本件報道に接し、地震当日

に全小中学校に対しまして、学校施設及び通学路の安全点検と自然災害時における避難の方法等の安全指導の徹底を図るため、児童生徒の安全確保について通知し、併せてブロック塀等の有無とその安全性についての調査も開始いたしました。

当該事故を踏まえ、国土交通省告示第282号として発出されたブロック塀等に関する基準に基づき市内全小中学校において調査し、その結果、第一田名部小学校、関根小学校及び関根中学校におきまして、著しいものではありませんが、ひび割れや破損、傾斜を確認し、この基準に該当することが判明いたしました。

これらはいずれも直ちに危険が生じるものではありませんが、念のため、児童生徒がブロック塀の近くを通らないよう対策等を講じ、安全の確保をしております。

今後は、詳細の点検調査を実施し、ブロック塀の撤去等、速やかに対応してまいります。

さらに、学校施設以外の公共施設におけるブロック塀等の設置状況については、66施設となっており、現時点での調査結果では、改修が必要と見込まれる施設は12施設となっております。

また、通学路におけるブロック塀等の安全対策については、近日中に、国の調査方針が定められ通知されるとの情報がありますので、この方針が発出され次第、速やかに調査を行い、対策を講じてまいります。

いずれにいたしましても、幼く尊い命が奪われた高槻市の事故の教訓を踏まえ、本市においては学校施設、通学路等については万全の安全対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。18番 齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 行政側については、このたび

の件について素早い対応をしたということは、評価することだというふうには私は思っています。

そこで、当初1回目、新聞報道等で公表された中には、むつ市はいたずらに不安をあおらないため公表しないというふうにはコメントしていながら、このたびきょうの新聞の報道では、第一田名部小学校ということについて公表しております。

情報の周知の仕方ということについて、いたずらに不安をあおらないためというふうな理由で公表しないということは、どちらかという逆で、本来であれば、やはり正確な情報を伝えて、危険でなくても危険の可能性があるということで対応策を、一時対応ですけれども、するのが普通だと思って私はいますが、なぜこういう経過になったのかお知らせ願います。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

最初に、新聞報道ございました件で、十和田市とむつ市が同時に報道されたわけなのですが、むつ市の場合、まだ調査が終わっていないということで、全て公表することはできないということになりまして、今調査が終わりましたので、昨日公表することに至りました。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 冒頭で「速やかな対応をしていただいたことに」というふうな話を申し上げました。むつ市内に小・中学校が何校あるのかと。他の地域の学校数、公共施設数を考えると、そんなに多くない。なので、やろうと思ったら、すぐ対応できたはずなのに、調査が完了していないので公表しないというふうなことは、なかなか納得する答弁ではないなというふうには私は思います。

もう一つ、公共施設の話が今回話題になっていますが、通学路というふうな観点からいくと、個人の所有のものもあるわけですね。それは、今後

どういふふうに対応していくのかも含めて、今後の対応の中に盛り込むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市内小学校13校、それから中学校9校ということで、これ調べればすぐわかるというのはまさにおっしゃるとおりであります。今回の措置ですけれども、ブロック塀、危険ということでは、私は現場も目視しましたが、ほとんどないと思うのですけれども、念のため来週中には、これ全て撤去させていただきたいなと思っております。

本件については、学校施設についてはそれで終了、対応終了ということになるわけですけれども、議員ご指摘のとおり通学路全体の問題、特に民間の建物、ブロック塀についてどうするかということについては、今国のほうでこの方針というものが出るようがございますので、そうしたものに基づいて我々のほうでしっかり対応していくということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第18 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（白井二郎） 次は、日程第2 議案第40号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例から、日程第18 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの17件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各常任委員会

における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第40号、議案第41号、議案第50号、報告第13号及び報告第14号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案3件、報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第40号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例についてであります。理事者側から、むつ市空き家等対策計画の策定に伴い、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めるため、現行の条例を全部改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、緊急時の管理行為として規定されている「災害等により」「危険な状態が急迫していると認めるとき」の具体的な状況と判断基準はどのようなものか、また、その際に行う「必要最低限度の行為」とはどのような行為かとの質疑があり、理事者側から、老朽化等により空き家等または工作物が倒壊する恐れがある台風や豪雪などの自然災害等で、建築材や屋根のトタンが飛散するような、隣家等に影響がある場合等において「急迫している」と判断していくこととなる。そして、その際の必要最低限度の措置としては、注意喚起の看板や表示、進入防止のための口

ープ及びバリケード等の設置、並びに剥離する恐れのあるトタン、外壁等の除去等を想定しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、事前に危険性が予知できる場合は、隣家等への被害が出る前に、事前に市のほうで判断し対処する考えはないかとの意見があり、理事者側から、事前に危険が予測されるような場合については、パトロール等を行い、必要があれば安全確保のための必要最低限度の措置も考えていかなければならないとの答弁がありました。

また別の委員から、第6条に規定されている、情報の提供先である関係機関等とはどのようなものか、被害をこうむっている隣地の住民への空き家等の所有者情報を提供することは可能かとの質疑があり、理事者側から、関係機関等とは、警察、消防機関及び消防団並びに町内会を想定しており、隣地の住民への情報提供は、個人情報保護との兼ね合いから、所有者の承諾が無ければ提供できないとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、空き地についても空き家等に含まれるのかとの質疑があり、理事者側から、空き家等の跡地、あるいは空き地も空き家等の中に含まれるとの答弁がありました。

また別の委員から、現行の条例のもとで、助言・指導等により改善等がみられた件数についての質疑があり、理事者側からは、平成30年5月31日現在で全空き家1,166件中、調査済みのものが488件あり、このうち助言・指導等により解体等の改善がみられた数は113件あったとの答弁がありました。

次に、議案第41号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、むつ市立関根中学校の移転に伴い、同校の位置を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、古い校舎の解体は今年度中に終了するのかという質疑があり、理事者側から、補助を受け来年度に予定しているとの答弁がありました。

また別の委員から、今後小中一貫校となるが、校長及び教頭の配置はどうかとの質疑があり、理事者側から、人事異動については県の人事となるが、ある程度の期間は小・中学校両方に校長を配置してもらうというような要望を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第50号 財産の取得についてですが、理事者側から、むつ市消防団むつ消防団第15分団配備の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市内全域の消防団数と消防ポンプ自動車の更新時期についての質疑があり、理事者側から、むつ市全域では本団を含め55分団で、車両については、平均の更新年数が約30年となっており、年に1台程度の更新を予定しているとの答弁がありました。

次に、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてですが、理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、個人市民税について基礎控除等の見直しが行われたこと及び加熱式たばこの課税方式の見直しが行われたこととの説明がありました。

これに対し委員から、たばこ税以外での市民への影響についての質疑があり、理事者側から、個人市民税については、給与所得及び公的年金に係る所得控除が引き下げられ、全所得者に適用される基礎控除額が引き上げられるが、控除額の振り替えが主なものであり、新たな税の負担になるものではないとの答弁がありました。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、関係省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の不均一課税の適用に係る期間を、平成32年3月31日まで2年間延長するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、適用状況について質疑があり、理事者側から、本条例は平成28年に制定されたもので、これまで適用された事例はないとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第43号から議案第46号まで、議案第49号及び議案第51号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（11番 佐賀英生議員登壇）

○11番（佐賀英生） 産業建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第43号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例及び議案第44号 指定管理者の指定の変更についてであります。理事者側から、いのししの飼育事業の廃止に伴い、名称を「むつ市脇野沢い

のししの館」から「むつ市わきのさわ鯛島の館」に変更するためのものとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第45号 市道路線の認定についてあります。理事者側から、都市計画道路事業により今年度中の供用開始が見込まれる横迎町中央2号線の一部、約540メートルと、この路線から市役所敷地へ接続する約140メートルの2路線を市道認定するものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、今後の計画に関する質疑があり、理事者側から、全線の都市計画道路事業認可期限が2019年度末までとなっていることから、地権者との調整を継続し、用地買収、市道認定の変更、工事着手と事業を進めていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から新たに交差点となる箇所の信号や道路標識、横断歩道等の設置申請についての質疑があり、理事者側から信号の設置は全線開通後、青森県公安委員会と調整を図ることとなるが、横断歩道や道路標識、区画線などは全線開通前でも供用開始となる区間については、設置していくとの答弁がありました。

次に、議案第46号 市道路線の変更についてあります。理事者側から、国道279号を起点に、第三田名部小学校付近を終点にしていた酪農2号線について延長線上にある農道が整備されたことから市道として認定し、終点を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、品ノ木・内田線との交差点の道路標識についての質疑があり、理事者側から、当該箇所は既存の道路が優先となるため、新規の酪農2号線側に一時停止の道路標識を設置するとの答弁がありました。

また、別の委員からこの農道は車の往来が激しく、事故が多発している箇所があるので、現地を確認の上、対応してほしいとの要望がありました。

次に、議案第49号 平成30年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、国庫補助金を財源の一部として購入した土地を平成30年2月に売却したことに伴い、国庫補助金の返還が生じたことにより補正するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第51号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市役所大畑庁舎に配備している除雪グレーダについて、老朽化が著しいことから更新するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

済みません、先ほど議案第45号に関する報告の中で、「都市計画道路事業許可」と申しましたが、正しくは「都市計画道路事業認可」の間違いでした。おわび申し上げます。

○議長（白井二郎） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第42号、報告第15号から報告第18号まで及び報告第20号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（25番 鎌田ちよ子議員登壇）

○25番（鎌田ちよ子） 民生福祉常任委員会に付託されました議案1件、報告5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第42号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、乳幼児等の保健及び出生育環境の一層の向上を図るため、乳幼児等医療費の給付対象者の所得制限基準を引き上げるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象者が給付を受ける際の手続きについて質疑があり、理事者側から、対象者からの申請が必要であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、申請漏れを減らす方策について質疑があり、理事者側から、ホームページや広報紙等を活用し、できる限り広く周知を図っていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、対象者に対して、はがき等で周知することはできないかとの質疑があり、理事者側から、今後検討していくとの答弁がありました。

さらに別の委員から、本事業は県から2分の1の助成があるが、市の負担はどの程度と予想しているかとの質疑があり、理事者側から、年間で2,000万円弱と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の医療分に係る課税限度額の引上げ、均等割額及び平等割額の5割軽減及び2割軽減に関する軽減判定所得の拡大等をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市指定地域密着型サービスの事業

及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、介護保険法の一部を改正する法律の施行により関係省令が本年3月22日に公布されたことに伴い、地域包括ケアシステムの強化のため、市が指定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の指定要件の拡充、介護職員の要件として介護保険法施行規則に規定された介護職員初任者研修課程を修了した者の追加等を行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本条例に関連する質疑として、定期巡回サービス等、現在市内に指定事業者がないサービスに関する質疑があり、理事者側から、医療と介護の連携は地域の課題として捉えており、様々な関係機関との協議の中で今後も検討を加えていきたいとの答弁がありました。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、関係省令等が本年3月22日に公布されたことに伴い、要介護度が要支援1及び要支援2の方への効果的な支援の方法の拡充、その他の条文整備等をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この改正による影響を問う質疑があり、理事者側から、現在指定を受けている市内の2事業者が要支援と認定された方々のケアプランを作成する際、障害者の相談支援事業者とも連携を図ることになるとの答弁がありました。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事

者側から、むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を専決処分したもので、介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることから、必要な基準等を定めたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成30年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、平成29年度予算の歳入に4,716万9,000円の不足を生じる見込みとなったことから、これを補填する措置として、平成30年度予算の歳入を繰上充用し、補正後の歳入歳出予算総額を63億5,515万9,000円としたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今年度中の歳入不足解消の見通しについての質疑があり、理事者側から、国からの支援は継続されているものの、保険給付の状況や国民健康保険税の収入額の減など不確定な要素があるため、現時点では申し上げる状況ではないとの答弁がありました。

また、別の委員から、以前の赤字解消の予測と現状に関する質疑があり、理事者側から、累積赤字額は最大で約7億6,000万円であったが、現在はこれが約4,700万円まで減っており、当初の予定より早く解消しつつあるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

1点訂正させていただきます。先ほど報告第17号に関する報告の中で、「条例整備等」と申し上げましたが、正しくは「条文整備等」でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（白井二郎） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました10議案、7報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第40号

○議長（白井二郎） まず、議案第40号 むつ市空家等の適正管理に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第41号

○議長（白井二郎） 次は、議案第41号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、総

務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第42号

○議長（白井二郎） 次は、議案第42号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第43号

○議長（白井二郎） 次は、議案第43号 むつ市協野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第44号

○議長（白井二郎） 次は、議案第44号 指定管理者の指定の変更について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市協野沢いのししの館の名称を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第45号

○議長（白井二郎） 次は、議案第45号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第46号

○議長（白井二郎） 次は、議案第46号 市道路線の変更について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長(白井二郎) 次は、議案第49号 平成30年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長(白井二郎) 次は、議案第50号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質

疑に入ります。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第15分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第51号

○議長(白井二郎) 次は、議案第51号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市役所大畑庁舎配備の除雪グレーダを老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第13号

○議長(白井二郎) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第14号

○議長(白井二郎) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

す。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第15号

○議長(白井二郎) 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第16号

○議長（白井二郎） 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第17号

○議長（白井二郎） 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第18号

○議長（白井二郎） 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第20号

○議長(白井二郎) 次は、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成30年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第19 議員提出議案上程、提案理由説明

○議長(白井二郎) 次は、日程第19 議員提出議案第2号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書を議題といたします。

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番石田勝弘議員。

(8番 石田勝弘議員登壇)

○8番(石田勝弘) 議員提出議案第2号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から早7年、福島第一原子力発電所の事故により国民の原子力に対する信頼は失墜し、原子力政策の円滑な推進は困難な状況に至っている。また、原子力発電に代わり火力発電所などによる電力供給が続いている昨今、化石燃料の輸入増加などに伴う電力料金の高騰や炭酸ガス排出量増加による温暖化現象にも深刻な影響が懸念されている。

エネルギーは国民の安定した生活や経済活動を支える基盤であり、原子力発電はその中でも大きな役割を担ってきたところであるが、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査は遅々として進展がなく、運転差し止め訴訟などの影響も併せ、現在再稼働となった原子力発電施設は僅か9基にとどまり、立地地域の経済事情のみならず国家の経済成長にも大きな足かせとなっている。また、原子力政策の要である核燃料サイクル事業も同様に、再処理工場などの新規制基準適合性審査における施設の健全性確保の観点から、度重なる工期延長を余儀なくされ、リサイクル燃料貯蔵施設の操業開始時期の目途が立たない状況から不透明感が増大し、地域社会に不安と閉塞感をもたらしている。しかるに、この異常事態は長引く一方であり、誰も責任を取ろうとしない有様である。

このような状況に鑑み、本市ではリサイクル燃料貯蔵事業を最大限活用した成長戦略の再構築を目指し、課題解消を図るため、迅速な対応が求め

られているところであり、政府及び関係行政機関などに対し、下記事項の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. エネルギー基本計画の改定に伴い、核燃料サイクル事業の確固たる推進を図ることは、国力を左右するエネルギーの安定供給・経済性・環境適合性を考慮した政策上の観点からも最重要課題であり、より具体的な達成目標を提示した上でブレのない核燃料サイクル政策を堅持すること。
2. 核燃料サイクル事業の安定的な運用を可能とするために必要不可欠なリサイクル燃料貯蔵施設について、中間貯蔵された使用済み燃料の処理の方針を早期に明確化すること。
3. 原子力規制委員会による効率的な審査の促進を図るため、運用規程等の見直しを含め、スピード感を持ち必要な措置を講ずること。
4. リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保の観点から、政府並びに関係行政機関等が一体となった取組みにより、事業に対する積極的な支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（白井二郎） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議員提出議案第2号については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議案熟考及び議事整理のため、午前11時35分まで暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◎日程第20 議員提出議案質疑、討論、採決

◇議員提出議案第2号

○議長（白井二郎） 次は、日程第20 議員提出議案第2号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、順次発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議員提出議案第2号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書案に対し、反対討論をいたします。

本案は、核燃料サイクル事業の確固たる推進を図ることは、国力を左右するエネルギーの安定供

給・経済性・環境適合性を考慮した政策上の観点からも最重要課題であり、核燃サイクル政策を堅持すること、リサイクル燃料貯蔵事業の安定確保の観点から、政府並びに関係行政機関等が積極的な支援を図ることと核燃サイクル政策推進とリサイクル燃料貯蔵事業の早期操業を求めているものであります。

原発再稼働は、意見書の言うように9基となりました。一方、「もんじゅ」が廃炉、六ヶ所再処理施設の操業が24回目、3年間の延期、プルサーマルが予定どおり進まない状況が続き、意見書の言うように核燃サイクルが回っていません。そのため、原発を再稼働した9基では、核のごみである使用済燃料の処理ができず、使用済燃料がたまり続ける状況となりました。

関西電力では、原発再稼働の条件に使用済燃料の処分を県外に求められ、むつ市の使用済核燃料中間貯蔵施設がマスコミに取り上げられたところでもあります。

意見書にあるように、中間貯蔵された使用済燃料の処理の方針を明確化することを求めている部分は当然であります。国の方針が明確になっていないからこそ、関西電力にかかわる報道となったものであります。

このような中で、むつ市のリサイクル燃料貯蔵施設に新潟県の柏崎刈羽原子力発電所から一旦使用済燃料が搬入され操業するとなると、核のごみである使用済燃料を永久に貯蔵する施設となる可能性があります。

1つ、再生可能エネルギーをふやし、原発は直ちにストップし、核燃サイクルはやめ、核のごみである使用済燃料の再処理でなく直接処分などを検討せよ、2、原子力に協力してきた地域、自治体に対する地域振興策と交付金を創設せよと国に求めるべきであります。

本意見書案に反対いたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(白井二郎) 21番川下八十美議員。

○21番(川下八十美) 貴重な時間に私の動議を受けていただきまして、ありがとうございます。

本案、議員提出議案第2号につきましては、3月定例会で、私もその所属議員の一人ですが、総務教育常任委員会に付託になった議案であります。この総務教育常任委員会には、ただいま反対討論をいたしました横垣成年議員もその委員の一人であります。

私たちは、石田委員長のもとで、たび重なる委員会を開催しまして、しかも最終的には本日提案をいたしました意見書のとおり、むつ市議会としてどういった意見の内容をもって国のほうに提出するかということを委員会でいろいろ議論をいたしました。そして、最終的に取りまとまったのが本日提案された原案であります。

そのときに、私もその一人ですが、3月定例会では、この意見書は陳情書ではなくして4人の紹介議員の要件を満たした請願書であります。菊池広志議員、大瀧次男議員、菊池光弘議員、半田義秋議員の紹介議員で請願書としての要件を満たしておりますので、当然私たちは陳情書と請願書の趣旨を重く受けとめまして、この請願書の文言も最終的に現在の文案に取りまとめた経緯があります。

そのときに、横垣委員は総務教育常任委員会の委員の一人ですが、反対討論のハの字も述べておりません。ですから私は、かれこれ50年になりますけれども、議会のルールとして、委員会と本会議の関連からすれば、反対討論をするのであれば、委員会においてきちんと反対討論をして、それを本会議に上程し、議員としての意見を申し述べるのが議会のルールであります。

そういう点から、この意見書は我々むつ市にとっても、議会にとっても最も大事な意見書であり

まするから、こういうルールに反するようなことで意見書を採択するということは、私は議員の一人として疑義を感じずるものであります。

よって、議長においては、採決に当たっての慎重な取り扱いを、議員の一人として要請をいたします。

以上です。

○議長（白井二郎） 川下議員にお伺いしますが、議事進行ということでよろしいのでしょうか。

わかりました。

ただいま川下八十美議員より議事進行に関する発言がございました。

この件につきましては、議会運営委員会に諮問し、処理したいと思っております。

暫時休憩をいたします。

午前 11時44分 休憩

午後 零時56分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび川下八十美議員から出されました議事進行につきましては、議会運営委員会で協議の結果、本会議と委員会の関係について、所属議員の発言について把握していくことといたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」「議長、議事進行」の声あり）

○議長（白井二郎） 議事進行ですか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 貴重な時間を与えてくれて、ありがとうございます。

ただいま川下議員から、私の発言の部分についていろいろありましたものですから、その部分についてしっかり真実をとるか、そういうのを正していってほしいと思っております。

私は、この意見書については、最後採決、「意

見がありませんか」、「異議がありませんか」、そして採決という流れになって、私は「反対」という意見を述べました。そして、最後、決をとったときにはきちんと、挙手でなくて座ったままということで反対意思を表明したということきちんと表明させていただきます。

そういう点で、今の川下議員の私に関する発言は、ぜひとも議長におかれましては取り消してもらいたいと思っております。これ私の名誉にかかわる問題ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白井二郎） ただいま横垣成年議員より議事進行に関する発言がありました。これにご異議ありませんか。

この件につきましては、暫時休憩をいたします。

午後 零時59分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまのご意見を踏まえて、議事録、委員会議事録を精査のうえ、議会運営委員会で処理したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

これより採決に入ります。議員提出議案第2号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済

産業大臣としたいと思います。ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（白井二郎） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第236回定例会を閉会いたします。

午後 1時03分 閉会